

おまちアクアガーデン水質検査業務委託

仕 様 書

令和 7年 2月

岡山市環境局環境部環境保全課

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 総 則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用は本市の責めに帰する場合を除き、すべて受託者の負担とする。

1. 1. 4 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

1. 1. 5 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。
試料採取並びに別表 1 に示す検査項目の分析は受託者が実施し、第三者へ再委託しないこと。

また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概要

2. 1. 1 (委託業務概要)

環境省選定の名水百選である「雄町の冷泉」付近に岡山市が整備したおまちアクアガーデンでは吐水口から地下水を汲むことが可能である。当該地下水が公園利用者と触れる可能性は高いが、一部項目で水道水質基準の超過がみられる。そのため、地下水の汚濁の状況を監視（水質分析）することで、総合的な衛生の確保を図るものである。

2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、人員、機器等全て受託者によるものとする。

(1) 試料採取時期及び回数

採水は毎月 2 回（各月の上旬及び下旬）、年 24 回実施するものとする。

(2) 試料採取場所

おまちアクアガーデン水汲み場吐水口（岡山市中区雄町305-8）

※毎月第 1 金曜日・第 3 金曜日・年末年始は休園日のため採水不可

(3) 検査項目及び検体数等

別表 1 及び**別表 2** のとおりとし、詳細は次のとおりとする。

ア 簡易項目（9 項目）の検査は毎月上旬及び下旬の月 2 回（年 24 回）実施するものとする。

イ 健康に関連する項目の内、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」及び「亜硝酸態窒素」は毎月上旬及び下旬の月 2 回（年 24 回）実施し、性状に関連する項目の内、「マンガン及びその化合物」は毎月上旬に検査する。その他の健康に関連する項目、性状に関連する項目及び「PFOS及びPFOA」の検査は8月上旬と2月上旬の年 2 回実施するものとする。なお、実施日はいずれも簡易項目実施日と同日とする。

ウ 嫌気性芽胞菌（クリプトスポリジウム指標菌）検査を 2 箇月に 1 回（年 6 回）、偶数月に実施するものとする。なお、実施日については、検査月上旬の簡易項目実施日と同日とする。

エ 農薬類の項目の検査は、6 月中に実施するものとする（年 1 回）。なお、実施日については、簡易項目実施日（6 月上旬、下旬のいずれか）と同日とする。

(4) 検査方法

平成15年 7 月 22 日付け厚生労働省告示第 261 号（最終改正 令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 171 号）「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び平成15年10月10日付け健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知（最終改正令和 6 年 3 月 21 日健生水発 0321 第 1 号）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添 4 の「水質

管理目標設定項目の検査方法」により実施すること。PFOS及びPFOAに関しては水質汚濁防止法第16条に基づき岡山県が定めた「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」中「別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）」のとおりとする。ただし、PFOS及びPFOAの合計値に加え、PFOS、PFOS（直鎖体）、PFOA、PFOA（直鎖体）、各測定値についても報告すること。

(5) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

(6) 検査結果の報告

検査結果は速やかに報告すること。また、検査中に異常値等を確認した場合は、ただちに監督員にその旨を報告すること。

(7) 検体の保持等

検査終了後も15日間は検体を保持しておくものとする。なお、検査結果の確認のため、再検査若しくは検体の提出等を求められた場合はこれに応じること。

(8) 検査結果の掲示

試料採取毎に、履行場所において、「マンガン及びその化合物」及び「大腸菌」の検査結果の掲示を最新の結果に更新すること。

2. 1. 3（提出書類）

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 下請負通知書（農薬類の分析について再委託を行う場合のみ）

エ 委託業務着手届

(2) 履行期間中に提出する書類

各月の試料採取日から3週間以内に毎月2回（年24回）提出するものとする。ただし、令和8年3月分については、同年3月31日までに提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況については、第1回目（4月上旬採取分）のみ、また、検査結果の掲示については、第2回目（4月下旬採取分）のみ撮影すること。なお、撮影に際しては、委託用塗版にて表示し撮影すること。

イ 委託報告書

① 水質検査結果報告書

② 水質検査結果一覧表（別紙 1 参照）

ただし、②については、監督員の指定したメールアドレス宛に電子ファイルとしても提出すること。なお、様式の雛形は市から受託者に提供する。

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 4 （成果品の契約不適合責任）

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後 2 年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 5 （注意事項）

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

(3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。